

ESGトレンドの最新情報： 東南アジアとインド



マクダーモット・ウィル&エメリー

ロンドン パートナー インパクトファイナンス・インドプラクティス代表 **ラナジョイ・バス**
シンガポール/ロンドン パートナー **シッタールタ・シバラマクリシナン**
ロンドン トレーニー **ローラ・メイ・ジョーンズ**

東南アジアとインドのESG規制と取引環境は、急速に発展し続けています。サステナビリティの基準は企業や財務報告書に取り入れられ、社会的・労働的基準は地域全域で強化され、グリーン/サステナブルファイナンスの流れは依然として力強いものとなっています。

投資家は、気候変動リスク管理の開示や排出削減計画の精査など、企業の気候変動パフォーマンスについて取締役会に異議を唱える姿勢を示すようになってきています。政府の主要政策には、エネルギー転換の支援、貿易における環境障壁の削減、環境リスク管理の強化などがあります。

アジアにおける気候変動とサステナビリティ・レポートニング

英国政府の気候関連財務情報開示タスクフォース (Task Force on Climate-Related Financial Disclosures (TCFD)) の勧告は、気候変動報告の主要な基準として認識されています。2021年10月にTCFDの報告義務化が発表された後、世界的に規制の動きが急速に広まっています。

たとえば米国では、証券取引委員会 (SEC) が最近、TCFDのフレームワークに基づき、排出量と気候リスクの開示を管理・義務づける新しい規則を提案しました。

この世界的な規制の動きは、企業による自主的な大幅な受け入れの結果であり、世界中で約3400社がTCFDの支持を表明しています。このうち、アジアでは少なくとも1120社がTCFDを自主的に採用しており、アジア各国政府もこれに追随し、TCFDのフレームワークに基づいた独自の強制開示制度や報告要件を採用し、実施しています。

香港

香港取引所 (HKEX) は、上場企業に年次報告書と並行してESG報告書の発行を求める「環境・社会・ガバナンス報告ガイド」の改訂版 (ESG報告ガイド [2021年版]) を公表し、シンガポール取引所 (SGX) は2021年12月に気候変動開示ルールを発表しました。これら香港とシンガポールの新たなESG報告要件は、アジア全域に影響を与えるものと考えられます。

香港金融管理局 (HKMA) は、認可された金融機関 (AI) が気候への配慮をガバナンス、戦略、リスク管理、情報開示に統合するための指針として、気候リスク管理に関する監督方針マニュアルを発表しました。このマニュアルは、認可された金融機関が気候変動への配慮をガバナンス、戦略、リスク管理、情報開示に統合するための指針を示すもので、このアプローチにより、気候リスクに対するレジリエンスを高めることが期待されています。

インド

インド証券取引所は、インドの上位1000社の上場企業に対して、事業責任およびサステナビリティ報告書 (BRSR) の作成を義務づけることを発表しました。上位1000社以外の上場企業にはBRSRの作成は義務づけられておらず、上場企業向けには「Comprehensive」版、非上場企業向けには「Lite」版がそれぞれ用意されています。BRSRは、報告の詳細さと質を欠いていたインドの10年来の報告の枠組みを統合することを目的としています。BRSRは、3つのセクションと9つの原則にまたがる20の報告データポイントという、はるかに詳細な内容を要求しています。新しい枠組みは国連の持続可能な開発目標 (UN-SDGS) を採用し、TCFDを含むほかのグローバルなESG報告の枠組みを

ベンチマークとしています。

インドネシア

インドネシアの金融当局（OJK）は、上場企業に対して、個別または年次報告書の一部として作成されるサステナビリティ報告書の作成を要求しています。

マレーシア

マレーシア気候変動合同委員会は、中小企業がESG関連リスクに対するビジネスのレジリエンスを高めるための情報の質とアクセスを改善するのに役立つ、中小企業向けESG情報開示ガイドを作成しています。

フィリピン

フィリピンの証券規制当局は、上場企業に対し、「コンプライ・オア・エクスプレイン（遵守せよ、さもなければ説明せよ）」方式に基づく年次サステナビリティ報告書の提出を要求しています。報告書の網羅性と質が向上したことを受け、ほかの種類企業にも拡大される予定です。

シンガポール

シンガポール証券取引所（SGX）は、TCFDの勧告に基づき、報告義務化への段階的なアプローチを導入しています。現在、金融業界、農業・食品・林産物業界、エネルギー業界の発行体に対して気候変動報告が義務づけられています。その他の発行体は、「コンプライ・オア・エクスプレイン」ベースで報告しなければなりません。2024年からは、気候変動報告の義務化は、素材・建築業界と運輸業界にも拡大される予定です。

タイ

2022年以降、すべての上場企業は、企業の財務報告書の発行後3カ月以内に、ESGパフォーマンスを個別提出書類を通じて報告することが義務づけられています。

ベトナム

ベトナムは、国連との持続可能な開発協力のための一体的な戦略的枠組み（the One Strategic Framework for Sustainable Development Cooperation with the United Nations）に署名しました。この協定は、ベトナムの持続可能な開発において、国連とベトナム政府がどのように協調していくかを示したもので、社会開発、気候変動への対応、災害へのレジリエンス、環境の持続可能性の確保に重点を置いています。

様々な国や地域で開示基準が強化されることは、よ

りよい情報に基づいた意思決定を可能にし、投資家の利益にかなうものです。しかし、ESGファンドの分類について、地域ごとにバラバラの基準が策定される可能性もあり、国・地域をまたいで共通のESG目標を追求する投資家にとっては課題となり得ます。アジア全域で開示基準が実施される際には、調和されたアプローチが必要です。

グリーンファイナンスの最新情報

東南アジアやインドではサステナブルファイナンスが浸透しつつあり、地域全体でグリーンボンドへの関心が高まっています。多くの政府がサステナブルファイナンスを深めるための枠組みを確立し、企業によるグリーン投資のインセンティブとなるサステナブルファイナンス商品を発売、または開発中です。このような活動は、地域の国々がサステナブル投資のパートナーとして自らを確立するのに寄与しています。

香港

香港はグリーンボンドのイノベーターであり、最近、アジア最大のグリーンボンド発行で58億ドルを調達しました。この調達資金は、香港のグリーンボンド・フレームワークで規定されているように、環境に配慮し、香港の持続的発展を支援するプロジェクトの融資や借り換えに使用される予定です。また、政府は、地元の参加を促し、サステナブルファイナンスの人材を育成するため、補助金付きのグリーンファイナンス研修スキームを開始しました。

インド

インドは、今年度初めてソブリン・グリーンボンドを10億ドル、2トランシェに分けて発行し、その資金をグリーンプロジェクトの資金調達や借り換えに充てました。

インドネシア

OJKは、金融サービスセクターの持続可能性を高めることを目的として、「サステナブルファイナンス・ロードマップ・フェーズII（2021-2025）」を策定しました。2022年、ジョコ・ウィドド大統領は、企業にグリーン投資を優先するインセンティブを与えるインドネシア初の政策努力のひとつである「グリーン・タクソノミー」を開始しました。

マレーシア

マレーシア証券委員会は、最新のSRI連動型スクー

クフレームワークを導入しました。SRI連動型スクークからの収益は一般的な目的に利用できるようになり、発行体がサステナビリティの仕様やKPIを満たしているかどうかによって、財務や構造の特性が異なる場合があります。

フィリピン

国際金融公社（IFC）と世界銀行は、フィリピンにおいてより多くの気候変動対策プロジェクトに民間資金を動員するための新しい取り組みとして、「30 by 30 zero」プログラムを共同で開発しました。このプログラムは、ドイツ政府の国際気候イニシアチブが資金を提供し、政府や規制当局、国際金融機関や商業銀行、実業界のパートナーといった主要な関係者が集まり、低炭素経済への移行に向けた支援を結集させるものです。現在、このプログラムは、エジプト、南アフリカ、メキシコでも実施されています。

シンガポール

シンガポールは、グリーンファイナンスが最も急成長している分野のひとつであると認識しており、現在、ASEANのグリーンボンドおよびローン市場の半分近くをシンガポールが占めています。シンガポール政府は、この市場の成長を促進することに熱心で、公共部門のグリーンインフラプロジェクトに資金を提供するため、2030年までに最大350億ドルのグリーンボンドを発行して主導権を握る予定です。

タイ

タイでは、サステナブルファイナンス・タクソノミーを策定しており、2022年末にその第一次草案が発表されました。

ベトナム

ベトナムはASEAN加盟国の中で2番目に大きなグリーンボンド発行国ですが、グリーンボンド・タクソノミーや国家指標はまだありません。

東南アジアやインドのビジネスにおいて、ESGの視点は今後ますます重要になると考えられます。企業は、自社の事業に関連するESGを特定し、対処するためのいっそうの努力が求められ、取締役会はESGの実施を綿密に検討する必要があります。また、アジアの労働力の若さと成長に鑑み、人的資本管理の強化にいっそうの注意を払う必要があります。一方で、企業や投資家は、東南アジアやインドにおいて、特にアジ

アのエネルギー転換、電気輸送、持続可能な製造・建設分野において、ESGを軸とした新たなビジネスチャンスを引き続き見出すことができるはずです。

免責事項：上記の記述は、一般的な市場動向と発展を反映したものです。また、現地の法律に関する要約、分析、解説を行うものではありません。本記事を法的な助言と見なすことはできません。

（筆者略歴）

ラナジョイ・パスは、ソーシャル／開発インパクト・ボンド、再生可能エネルギー・「グリーン」ストラクチャード・ファイナンス取引など、クロスボーダーのソーシャルインパクト・ファイナンス組成において世界有数の弁護士の1人として認められています。また、インパクト投資の先駆者として知られており、そのなかには、市場をリードする「Educate Girls」ボンド（この種の債券としては初の開発インパクト・ボンド）も含まれています。ラナジョイの顧客は、GAVI、ユニセフ、世界銀行、IFCをはじめ、世界各国の政府、金融機関、ファンド、慈善団体、NGO、マイクロファイナンス機関など多岐に及びます。また、Wattpad、Theirworld、The Global Business Coalition for Educationなどの画期的な仕事にも携わっています。

シッタールタ・シバラマクリシナンは、多国籍企業のM&Aを含むクロスボーダー取引、コーポレート・ガバナンス、上場企業の報告および証券関連事項に関して代理人を務めています。また、日本を含むアジアやヨーロッパの多くの地域におけるクロスボーダーのライセンスやマーケティング・リクワイアメント、インサイダー取引や市場における不正など、金融機関の規制やコンプライアンスに関する助言も行っています。また、APACおよびEMEAの企業、株主、金融仲介機関を代理して、クロスボーダーのコーポレート・ファイナンスや取引に関する幅広い案件の豊富な経験を有しています。

（事務所概要）

McDermott Will & Emeryは、イリノイ州シカゴに本社を置き、世界中に23のオフィスを構えるグローバルな法律事務所です。1200人以上の弁護士を擁する当事務所は、世界中のリーダーたちと協力してミッションを推進し、問題を解決し、そして市場を開拓するために、業務や業界を超えてシームレスに連携し、成功につながる効果的なソリューションを提供しています。

当事務所のクロスボーダーのインパクト・ファイナンスチームは、ファンドの設立、革新的な投資ストラクチャー、開発および社会的インパクト・ボンド、その他のキャピタルマーケット・ソリューションなど、さまざまなインパクト・ファイナンスの取り組みについて10年以上のアドバイスの経験を有しています。当事務所は、世界中でポジティブな社会的インパクトのためのファイナンスを提供する最も先駆的なメカニズムを構築する案件において、援助国政府、国連機関、グローバル・インパクトファンド、財団、インパクト投資家を代理しています。当事務所は、インパクト・ファイナンス案件のプロジェクトマネジメントにおいて、円滑な取引遂行を目指します。

当事務所は社会に対してポジティブなインパクトを与え、クライアントの皆様とともに歩んでいくことを使命としています。

